

## 第48回独立行政法人評価委員会林野分科会

林野庁森林整備部研究・保全課

## 第 48 回独立行政法人評価委員会林野分科会議事次第

日 時：平成 25 年 3 月 14 日（木）10：00～11：00

場 所：農林水産省第 2 特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 林野分科会長の選任、林野分科会長代理の指名について
- (2) 独立行政法人森林総合研究所の役員の退職にかかる業績勘案率（案）について
- (3) 独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程の一部改正について
- (4) その他

○研究・保全課長 皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思  
います。「第48回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会」を開催させていただ  
きたいと思  
います。

私は林野庁研究・保全課の徳丸と申します。よろしくお願  
いいたします。

本日は委員改選後、初めての林野分科会となります。この後、委員の皆様  
の互選によりまして、分科会長を選出していただくこととしておりますので、それ  
までの間、私のほうで議事を進行させていただきたいと思  
います。

座って進行させていただきたいと思  
います。

まず、会議の成立についてでございます。本日は評価委員5名全員が出席を  
されておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条の規定により、  
分科会は成立いた  
しております。

続きまして、委員等の御紹介をさせていただきたいと思  
います。

独立行政法人評価委員・専門委員につきましては、資料1の委員等名簿を  
ご覧いただ  
ければと思  
います。名簿に沿って御紹介をさせていただきたいと思  
います。

まず、委員の方々でございます。

文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議事務局長の足本裕子委員  
でございま  
す。

東京大学大学院農学生命科学研究科教授の酒井秀夫委員でござ  
います。

青森大学経営学部教授の田村早苗委員でござ  
います。

文野公認会計士・税理士事務所所長の文野清正委員でござ  
います。

三重大学名誉教授の三井昭二委員でござ  
います。

続きまして、専門委員の方々でござ  
います。

島根大学名誉教授の片桐成夫専門委員でござ  
います。

宮城大学理事兼食産業学部教授の加藤徹専門委員でござ  
います。

東京大学アジア生物資源環境研究センター教授の小島克己専門委員  
でござ  
います。

名古屋大学大学院生命農学研究科教授の肘井直樹専門委員でござ  
います。

昭和女子大学大学院生活機構研究科教授の中山榮子専門委員でござ  
います。

千葉県中部林業事務所森林振興課主任上席普及指導員の横田正彦専門  
委員で  
ござ  
います。

なお、徳地専門委員につきましては、本日都合により御欠席でござ  
います。

続きまして、林野分科会が所掌いたします独立行政法人森林総合研究所  
の鈴木和夫理事  
長を御紹介したいと思  
います。

○総研理事長 理事長の鈴木でござ  
います。本日は独法評価委員会林野分科会を開催いた  
だきまして、誠にありがとうございます。

私どもの法人の役員を紹介いたします。

企画・総務担当の城土裕理事です。

研究担当の大河内勇理事です。

育種事業・森林バイオ担当の井上達也理事です。

森林業務担当の青木庸三理事です。

業務承継円滑化・適正化担当の森下眞行理事です。

よろしく願いいたします。

○研究・保全課長 それでは、議事に入ります前に、資料の確認及び本日の進め方について、事務局から御説明をいたしたいと思えます。

○事務局 事務局を務めさせていただきます、林野庁研究・保全課の道明と申します。よろしく願いいたします。

お配りしました資料は、議事次第、時間割案、資料一覧です。資料一覧にありますとおり、資料1～3、参考資料1～3となっております。万一欠落等がございましたら、随時事務局にお申し出いただければと思えます。

また、会議の進め方については、時間割案を参考にいただければと考えております。よろしく願いいたします。

○研究・保全課長 それでは、議事に入りたいと思えます。

まず、林野分科会長の選任についてでございます。

分科会長につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会令第5条第3項の規定によりまして、林野分科会に属する委員の互選によりお決めいただくことになっております。いかがいたしましょうか。

○田村委員 酒井委員にお願いしてはいかがでしょうか。

○研究・保全課長 ただいま田村委員から、酒井委員にというお声がありましたけれども、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○研究・保全課長 御異議がないようですので、酒井委員に分科会長をお引き受けいただきたいと存じます。

では、この後の議事進行につきましては、よろしく願いいたします。

○酒井分科会長 ただいま御推薦をいただきました酒井でございます。皆様の御協力を得まして、分科会の運営に当たってまいりたいと存じますので、どうかよろしく願いいたします。

座らせて失礼させていただきます。

農林水産省独立行政法人評価委員会令第5条第5項の規定によりまして、分科会長代理は分科会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。

分科会長代理は三井委員にお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。議題2の、役員の退職にかかる業績勘案率(案)についてに入ります。

まず、事務局から業績勘案率に関しまして、簡単に御説明をお願いいたします。

○事務局 役員の退職にかかる業績勘案率について御説明させていただきます。

参考資料1の「農林水産省所管の独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」

という資料を、まずご覧ください。

「1. 業績勘案率の算定方法」でございますが、基本的な考え方といたしまして、退職役員の在職期間に対応する年度業務実績評価をもとに算出した業績勘案率を基本といたしまして、特段の個人業績がある場合にはこれを考慮いたしまして、独立行政法人評価委員会の場で決定することになっております。

算定方法といたしましては、算定式による基本業績勘案率に法人業績を勘案しての加算、個人業績を勘案しての加算・減算を行い、算定することとされております。

2 ページの「2. 評価委員会における決定」をご覧ください。業績勘案率の決定の流れといたしましては、まず、法人から評価委員会へ申請がされます。今回は3月6日付けで森林総合研究所から評価委員会に申請がされました。

次に、この評価委員会で審議されまして、その業績勘案率の案を総務省政策評価・独立行政法人評価委員会、いわゆる政独委に通知します。政独委から意見が出されるならば、それを踏まえまして、評価委員会が業績勘案率を決定します。政独委から特に意見がない場合には、本日決められた業績勘案率がそのまま決定となります。

以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

そういたしましたら、次に法人から、今回対象となる役員の業績勘案率の算定について、御説明をお願いいたします。

○青木理事 森林業務担当理事をしております青木でございます。私のほうから、今回の独立行政法人森林総合研究所役員の退職にかかる業績勘案率につきまして、御説明をいたしたいと思っております。

申し訳ございません。座らせて説明させていただきます。

資料2の3ページをご覧くださいと思います。今回お諮りいたしますのは、森林総合研究所業務承継円滑化・適正化担当理事であり、森林農地整備センター所長であった町田治之氏の業績勘案率について御審議いただくものでございます。

ここに1、2、3とございまして、3に「在任期間」とございまして、資料では、町田氏の在任期間は平成20年4月1日から平成24年3月31日と記載してございます。ただし、町田氏は、この前の平成19年10月1日より当時の旧緑資源機構における問題に対処するため、民間より招聘された理事長として尽力されまして、旧機構が廃止されるまでの20年3月31日まで在職した実績がございまして、

しかしながら、本人からは旧緑資源機構の在任期間における役員退職手当は、同組織の長の責任として、他の退職役員と同様に辞退したい旨の届出がございまして、当センターにおきまして、これを受理しております。

このため、本評価委員会におきましては、資料にございます独立行政法人森林総合研究所業務承継円滑化・適正化担当理事としての在任期間の業績勘案率についての御審議をいただくものでございます。

町田氏は在職中、「4. 職務」にございますように森林総合研究所の理事、業務承継円滑化・適正化担当といたしまして、森林総合研究所の業務運営につきまして理事長を補佐して研究所の業務を掌理し、研究所の水源林造成事業等における旧緑資源機構からの承継円滑化及び適正化に関する事項の業務を担当するという役割から、当センターの所長として職員を指揮監督する役割に就いて、業務を担当していたわけでございます。

これらの業績評価の結論といたしまして、業績勘案率（案）は1.0といたしたいということでございます。

以下に、具体的な算定に当たりまして勘案した検討項目を御説明したいと思います。

まず、「法人業績を勘案して加算する率」でございますけれども、町田氏の在任中、平成20年度から22年度におきましては第2期中期計画期間に、23年度におきましては第3期中期計画期間にそれぞれ該当しております。そのいずれにおきましても、農林水産省独立行政法人評価委員会では「A」評価として、各年度とも中期計画に対して順調に進捗したという評価をいただいております。

このように、着実に成果を上げた実績はあるものの、事業実行型の当センター業務の性質上、中期目標・中期計画の達成に向けた年度計画の確実な実施と進捗は本務であることでございますので、法人業績を勘案して特筆して加算するまでに至らないと判断いたしまして、法人業績を勘案して加算する率につきましては0.0と計上してございます。

次に「個人業績を勘案して加算あるいは減算する率」につきましては、町田氏は在職期間の間、第2期中期計画の後半に位置する平成20年度から22年度までにおいて、計画終了時における業務の総括を行うとともに、平成23年度からの第3期中期計画及び年度計画の策定、また、これに基づく水源林造成事業や農用地業務等の確実な実施、さらに、理事として、旧緑資源機構から承継された業務の処理など、当センターにおける各業務の責任者として先頭に立って尽力された実績がございます。

特に旧機構時の問題発生後の立て直しに当たりまして、理事長として民間企業の役員から来ていただきまして、その経験と知見を生かした各種の斬新的な取り組みを実践されております。

具体的には、まず第1点といたしまして、「コンプライアンスの推進」でございます。これは民間でのリスクマネジメントの知見から、談合再発防止に向けたコンプライアンスの導入、その具体的な実践機関といたしまして、センターが抱えるリスクに機動的に対処し得る体制として、「センターコンプライアンス室」のほか、外部有識者を含む「コンプライアンス推進委員会」の設置と、その運営に当たっては率先垂範による陣頭指揮を実践されております。

職員の普及啓発資料として、「緑の行動規範」、「コンプライアンスマニュアル（ポケット版）」の作成とその携行・励行によります全職員への浸透・定着、さらに、資料作成後、速やかに「コンプライアンス・キャラバン」を全整備局に向けて実施し、トップとして参加されたほか、会議出張時においてコンプライアンス保持の必要性・重要性を管理者・職員

に徹底するなど尽力されております。

2点目といたしまして、「業務運営の効率化の推進」でございます。旧緑資源機構の解散に伴いまして、当時ありました森林農地整備センターの主たる事務所、これは本部でございますけれども、その1人当たりの占有面積を見直すことによりまして、2フロアから1フロアに縮小して、事務所の借上げ経費を削減しております。

また、平成23年10月末、センター本部と関東整備局につきまして、同一拠点への移転によりまして事務所経費の削減と、事務処理を効率化・共有化しております。

3点目は「人材育成の推進」でございます。民間での経験を存分に活かされまして、多様な人材育成のための研修体系を構築しております。具体的には、平成21年度に職員の資質向上と業務遂行に必要な知識・技術の向上のため、参画型研修を導入し、勤続年数10年以下の若手技術者90名を対象に、分収造林契約・収穫業務等の実務や技術のスキルアップを実施しております。

また、総務・経理系の若手職員及び雇用対策により3年以内に造林事業に接した職員を対象に、造林事業・決算等の研修を実施しております。

平成23年度には、主任以下の職員104名を対象に、担当職務の知識と実務の習熟、事業の知識とスキルアップ、事務系・技術系との協働によるシナジー効果の発揮のための研修を実施しております。

管理職に向けては、本部及び出先機関の管理職40名を対象に、コミュニケーション能力のスキルアップ研修の実施のほか、日常業務の指針として「管理職の手引き」の編纂など、プロとしてのスペシャリティーを持ち、森林・林業全般について指導できるゼネラリストとなるための人材育成に尽力されております。

このように、町田氏は民間企業の役員から一転して独立行政法人の理事に就任され、その知見とノウハウの十全な発揮により、重大問題を起こした公的機関の業務承継後の組織体制の早期確立はもとより、コンプライアンスの徹底を始め、職員の資質向上を図るなど、今日のセンター組織の業務運営と職員資質の基礎を築かれたこととして、大いに評価するに値するものでございます。

しかしながら、当該個人の業績の加算につきましては、在任期間中の法人の業務実績評価は一貫して「A」評価でございまして、個人の業績が法人の業績を著しく向上させたとははいえないということでございますので、今回の評価となる期間におきましては、特筆して加算するに至らないと判断し、加算・減算率を0.0として計上したところでございます。

以上によりまして、加算等の必要性に当たりまして各事項を検討した結果、町田治之氏の業績勘案率は1.0といたしたいと考えているところでございまして、委員各位によります御審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ただいま御説明いただきました、元業務承継円滑化・適正化担当理事の町田氏の業績勘

案率につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

○文野委員 資料を拝見しますと、退職されてから1年近くたっていらっしゃるけれども、これは通常、こういうタイミングになるのでしょうか。それとも、何か特別な理由があつてのことでしょうか。

○青木理事 この委員会で業績勘案率を決定していただかないと退職金が支出できないわけですが、タイミングとしては通常、大体このようなタイミングになってございます。

○酒井分科会長 ほかにございますでしょうか。

○三井委員 結論については賛成なのですが、数値的な評価の根拠についてお尋ねします。資料の4ページ以下にある各年度の年度評価がその数値的な評価対象になるわけでしょうか。

○青木理事 そのようになってございます。

○三井委員 ありがとうございます。

○事務局 すみません。先ほどの業績勘案率の算定の時期について、事務局から1点補足させていただきたいと思えます。

ここにありますように、町田理事は平成23年度まで理事をされておりましたので、その平成23年度の法人の評価が平成24年度に入った夏に固まりまして、それをベースに検討するものですので、半年から1年ぐらい遅れるというのが通例になっております。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。

ただいま、懇切に御説明をいただきました。町田氏におかれましては、旧緑資源機構の業務を森林総合研究所に円滑に引き継いでいく大きな節目で、民間で培われたノウハウを存分に活かして、コンプライアンスの導入・定着や人材育成をはじめ、業務承継の円滑化や組織の適正化などに尽力いただきました。大変な時期に理事をお務めになられまして、林野分科会としては、その功績を高く評価した上で、町田氏の退職手当にかかる業績勘案率につきましては、法人からの提案どおり1.0とすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

そういたしましたら、町田氏の業績勘案率は1.0として、政策評価・独立行政法人評価委員会へ通知いたします。また、政策評価・独立行政法人評価委員会から特段意見のない場合は、通知した業績勘案率となります。どうもありがとうございました。

次に、議題3の独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程の一部改正について、事務局からまずお願いいたします。

○事務局 それでは、独立行政法人森林総合研究所役員退職手当規程の一部改正について御説明いたします。

資料3をご覧ください。独立行政法人通則法第52条・第53条・第62条に基づき、独立行政法人は報酬及び退職手当の支給基準を主務大臣に届け出なければならないことになっております。

それとともに、主務大臣は、届出があったときはその支給規準を評価委員会に通知することになっております。それが資料3の1枚目でございます。

また、評価委員会は、その支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対して意見を申し出ることができるかとされております。

それでは、法人から今般の役員退職手当規程の一部改正について説明していただきます。よろしく願いいたします。

○城土理事 改めまして、企画・総務担当理事の城土でございます。

私のほうから、お手元の資料に基づいて御説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

今、事務局のほうから御説明をさせていただいた資料3をご覧ください。1枚目が林大臣から当農林水産省の独法評価委員会への通知でございます。

2ページ目が昨年12月28日に私ども当法人の鈴木理事長から林農林水産大臣へ、一部改正した旨の届出をしたというものでございます。

3ページがその内容になってございまして、まず、今回の森林総合研究所の役員退職手当規程の見直しの理由でございますけれども、その背景といたしましては、国家公務員においては、退職給付の官民均衡を図る観点に立ちまして、第181回国会におきまして「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」と、大変長いのですが、平成24年の第96号法律に定められて、これが公布されました。これに基づきまして、国家公務員においては、本年の1月から退職手当の支給水準を段階的に引き下げることが行われるということになったところでございます。

当法人におきましても、こういった動きを勘案いたしまして、国に準じた扱いをするために、当森林総合研究所の役員退職手当規程の一部を改正したものでございます。

その中身でございますけれども、2に書いてございまして、まず1つとしては、退職手当の支給額の改正です。大変恐縮でございますが、同じ資料3の7ページをご覧くださいと思います。退職手当の支給額というものを第3条に定めてございます。少し長くなりますけれども、読み上げさせていただきます。

第3条 退職をした者に対し支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、在職期間1月につき100分の12.5の割合（以下「支給割合」という。）を乗じて得た額に、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0までの範囲内でその者の業績に応じて決定する業績勘案率。

実は先ほど、町田さんの報告があったところですが、こういった当委員会に業績勘案率の報告をして評価をいただく。その得た額に、さらに100分の87の割合を乗じて得た額ということ、今回決めさせていただきました。

3ページに一旦戻っていただきますけれども、こういったことで、要は今までの退職の給付額に「100分の87」の割合を乗じた額を、今後退職金の手当の率とするということ

決めたということでございます。

ただし、2の(2)に書いてございますように、これには経過措置がございまして、改正附則第2項と書いてございます。

大変恐縮です。17ページを改めてご覧いただきたいと思います。最後のページでございます。附則として、平成24年12月28日24森林総研第1100号の附則の1としては、施行期日です。この規程は、平成25年1月1日から施行する。

2といたしまして、経過措置です。この規程による改正後の役員退職手当規程第3条の規定の適用については、同条各項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までにおいては「100分の98」と、また、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とするということでございます。

大変恐縮です。またもとに戻っていただきますけれども、3ページの、今、申し上げたものを表にしたものが、その下の表でございます。要は、今年の1月から本年9月末までは「100分の98」、平成26年6月30日までは「100分の92」、それ以降が本則に書かれている「100分の87」を乗じた額を支給率とするということと定めたものでございます。いずれにいたしましても、国家公務員の率、経過措置に準じた形で、当研究所の退職手当規程の改正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ただいま御説明いただきました役員退職手当規程の一部改正につきまして、御質問または評価委員会として特に大臣へ述べたい意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段の御意見がないようでございますので、大臣への意見具申はなしとさせていただきます。

次に、議題4のその他について、事務局からお願いいたします。

○事務局 本日はその他といたしまして、参考資料2の「重要な財産の処分等の認可申請について」、参考資料3の「平成23年度の森林総合研究所の評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見について」、それと、資料はございませんが、独立行政法人改革の現状について御説明したいと思います。

まず、重要な財産の処分等の認可申請について御説明いたします。参考資料2をご覧ください。

森林総合研究所四国支所の敷地の一部について、道路改良事業用地として高知県に譲渡する必要が生じたということで、現在財務省に事前協議をしているところでございます。

独立行政法人が所有する土地の譲渡につきましては、独立行政法人通則法第48条において、「独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない」とされております。

また、同条第2項において、「主務大臣は、前項の規程による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない」とされております。

本来であれば、主務大臣から評価委員会への諮問の手続きを済ませ、本日の評価委員会で皆様の御意見をお聞きしたかったところでございますが、本日間に合わせることはできませんでした。このため、後日書面での諮問・審議をお願いすることとさせていただきたいと考えております。

つきましては、所定の手続きが終了しましたら、皆様にメールをお送りさせていただきたいと思っておりますので、忌憚のない御意見、あわせて、審議事項についての異存の有無について、メール又はファックスにてお知らせいただけますようお願いいたします。

お寄せいただきました御意見につきましては、これを取りまとめ、皆様に御送付したいと考えております。

また、本件につきましては、皆様の御意見を伺いました後、酒井秀夫分科会長に御一任いただき、処理させていただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、法人からも御説明をお願いいたします。

○城土理事 引き続きまして、理事の城土でございます。

参考資料2に基づきまして御説明をさせていただきますけれども、今、事務局のほうからお話がありましたとおり、この財産処分につきましては、当然国有財産を所管する財務省と事前の協議をするということが必要になってまいります。

この手続きが、諸般の事情によりまして、本日案として提出せざるを得なかったということでございますので、この点については特に、委員の皆様方の御理解を頂戴したいと思います。

それでは、また座って説明をさせていただきます。

参考資料2でございますけれども、今回処分をしようとする土地につきましては、1に掲記をしてあるとおりでございます。高知県高知市朝倉西町にございます四国支所の土地の一部ということになってございまして、現在の種目は敷地で、地目としては水道用地ということになってございます。面積は後ほど図面をご覧くださいませけれども、33.62平方メートル、坪数にして10坪程度という、大変狭隘な土地でございます。

今回処分をする方法ないし理由についてでございます。まず、3の方法のところの(1)をご覧くださいませと思います。当研究所が定めてございます会計規程に基づきまして、あるいは同会計規程を具体的に取りまとめることとしている契約事務取扱規程によりまして、随意契約により高知県へ売却をしたいと考えてございます。

その理由でございますけれども、高知県のほうから当該の敷地については、県が進めております高知県広域都市計画道路事業の計画路線の予定地として、買い入れの申し込みをされているものでございます。

当該路線につきましては、高知市西部地域において、国道56号と旧国道33号を結ぶ重

要な幹線街路でございまして、その間の道路の幅員が確保されていないという点、さらに、交差点付近では右折車線が設置されていないために渋滞等を招いている。さらに、歩道自体も大変狭隘でございますので、歩行者や自転車利用者の安全の確保にも問題が生じているという、大変公益性の高い理由で今回、この土地の購入の申し出があったものと判断をしているところでございます。これを受けまして、4に書いているとおり、当森林総合研究所としては、四国支所の水道用地として現在使用しているわけでございますけれども、水道施設の移設を含めまして、現在の機能の補償がされるという前提の上で、高知県へ、大変公共性が高いという判断のもとに売払いをしたいと考えているところでございます。

なお、売り払いした、いわゆる収入の処分につきましては5に書いてございまして、通則法の定めに基づきまして国庫に納付をさせていただくということで考えているところでございます。

なお、土地の状況につきまして、3ページに配置図が示されてございます。

さらに、4ページをご覧くださいと思いますけれども、公道横の少し高台というのでしょうか、ブロックで積み上げられたところに白く見えているのが給水施設、いわゆる水道施設でございますけれども、そのところから道路の間の部分について、図面でいうと位置図の赤く色づけをした部分の一部について売払いをするというものでございます。

何とぞ御審議をお願いいたします。

○酒井分科会長 ただいま御説明がありました重要な財産の処分等の認可申請につきまして、御質問があればお願いいたします。

○三井委員 3ページの図を見ますと、Mのところはポンプ室があるようですけれども、ポンプ室についての支障はないのでしょうか。

○城土理事 先ほどの写真のほうをご覧くださいほうがわかりやすいかと思っておりますけれども、今、委員から御指摘があったポンプ室というのでしょうか、水道施設が上の白いものでございます。その外側にフェンスがあって、さらにその下にブロックで少し高低差がございまして、ここの部分は、私も実は詳細に現地を確認はしておりませんが、上の実測で見ると、現在のポンプ室等のいわゆる給水施設には支障はない。ただし、水道施設の機能が損なわれる部分については補償していただくということで、高知県と話を進めていくということにしております。

○三井委員 どうもありがとうございました。

○酒井分科会長 そうしますと、非常に公共的な意義も高いということで、特段の異議がないということでよろしいでしょうか。

足本委員、どうぞ。

○足本委員 別に全然問題はないのです。反対意見ではないのですけれども、こういう土地を少し削って提供しますよということで、やはり位置図に、実際の点線が、ここはこうなりますとかいう予定図とか、普通ならそれが添えられるはずで、それが間に合っていないということなので、本当に皆さんを信じてオーケーを出すのですけれども、やはり後か

ら、きちんとこういう道路のためにここを提供しましたという図面なり、そういうのは要ると思いますので、後からで結構ですので御用意願いますということだけ申し上げたいです。

○城土理事 ありがとうございます。

今、足本委員から御指摘のあったとおり、本来であればこういう広域道路敷で、道路敷がこのくらい拡幅されて、この部分がという図面がついていくのは当然でございますけれども、冒頭事務局あるいは私のほうから申し上げましたとおり、大変言いにくいのですが、今、財務協議をしている最中でして、今回もまだ正式な添付図面をつけていないのはそういう背景がございますので、今後正式に、本日いただいた意見を踏まえて、財務協議を進めた上で、成案ができた時点で、冒頭事務局からお話ございましたように、そういった図面の位置図関係も明らかにした上で、もう一度メールの中で御説明をしていただいて、意見を頂戴するという進め方にさせていただきたいと思います。

○酒井分科会長 そういたしましたら、改めて固まった時点で連絡があるということでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に平成23年度の森林総研の評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見について、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局 ことし1月にとりまとめられました、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価についてですが、そのポイントを御報告させていただきます。

参考資料3をご覧ください。3ページの別紙1をまずご覧ください。

農林水産省の評価委員会に対する共通的な意見といたしましては3つございます。

「内部統制の充実・強化」、次のページにいきまして「保有資産の見直し」そして「評価指標の妥当性」の3つの事項について記載されております。

1つ目の内部統制については、平成24年5月21日付けの政策評価・独立行政法人評価委員会からの文書でございます「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」におきまして、内部統制の評価が特に留意すべき事項として示されたところでございます。

2次評価におきましては、内部統制に関する法人の長の取り組みについては、全ての法人において評価がなされていたとか、今後の評価に当たっては、評価委員会に監事の出席を求め、監事から直接意見聴取等を行うことが望ましいと記載されております。

林野分科会においても、今後評価作業に当たりましては監事に出席していただいて、意見を伺うなどの対応が必要だと考えております。

また、内部統制の評価のさらなる充実を図る観点から、別紙2・3・4が添付されております。

10ページをご覧ください。別紙2の「独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる評価委員会における評価」を見ますと、監事が評価委員会において統制環境

等の状況について意見を述べている事例など、監事と評価委員会等との連携について記載されております。

14 ページの別紙3をご覧ください。「独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる法人における取組」というものがございます。こちらにおきましては、法人による内部統制関連の優良事例がまとめられております。

18 ページの別紙4をご覧ください。「独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる、監査報告書における視点及び提言事項等」で、22 ページまで、各独法の優良事例といえるようなところについての紹介がなされておきまして、別紙2と同様、法人において内部統制を考える際に、他法人の動向が非常に参考になるかなと考えております。

その中で、18 ページの下段から 19 ページの中段にかけては、森林総合研究所についても優良事例として紹介されているところでございます。

これらの資料は独立行政法人等の内部統制の充実・強化を図る上で参考になるものでありますとともに、林野分科会としての平成 24 年度の独法業務実績評価を行う上でも大変参考になるものですので、6 月から 8 月に行います評価においては参考としていきたいと考えております。

続いて、23 ページの別紙5をご覧ください。「独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例」というものでございますが、こちらにおきましては法人による業務運営の改善等の優良事例がまとめられております。

その中で、24 ページの下段から 25 ページにかけて、森林総合研究所についても優良事例として、福島第一原子力発電所事故への対応が紹介されているところでございます。

26 ページの別紙6をご覧ください。「自然災害等に関するリスクへの対応」ですが、東日本大震災の発生を踏まえ、各法人における自然災害等に関するリスクへの対応についてのアンケート調査が行われ、独立行政法人の取り組みの実態として、28 ページから 49 ページまでは各法人ごとの自発的取り組み事例が取りまとめられておきまして、森林総合研究所につきましては 40 ページに記載されております。

緊急時における安否確認に関する取り組みや、原発事故に関する取り組み、停電発生に伴う研究業務への影響への対応などが記載されております。

別紙の紹介は以上です。

本文に戻りまして、4 ページをご覧ください。保有資産の見直しについてでございますが、法人の保有資産について、現在でも保有の必要性が疑われる事例が見られることから、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等について、より一層厳格な評価を行う必要があるとされております。

その下に記載されております評価指標の妥当性についてですが、評価に当たっては、年度計画及び年度計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックした上で、より一層厳格な評価を行う必要があるとされております。

農林水産省傘下の独法の業務実績評価に関する共通事項は、以上でございます。

4 ページの下から 2 行目から 9 ページまでは、個別に指摘する意見が法人ごとに記載されています。23 年度業務実績の評価につきましては、22 年度業務実績の評価と同様に、森林総合研究所に対しては指摘はないという状況でございます。林野分科会における評価作業について問題なかったと評価されたと考えられるところでございます。

政独委の二次評価については以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ただいま御説明がありました政独委の評価につきまして、御質問・御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

文野委員、どうぞ。

○文野委員 評価結果を見まして、非常にいい事例として紹介されているのでよろしいのかと思いましたが、参考資料 3 の 3 ページの下から 2 行目のところに「監事の出席を求めている府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい」と書いてありますが、これまで評価委員会に監事の方が出席されるということはあったのでしょうか。

あと、今年度そういう予定があるのかということ、ちょっとお伺ひしたいです。

○事務局 御指摘いただきましたとおり、これまで監事の御出席というのは特に考えておりませんでしたので、24 年度の評価時点ではそのようにさせていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○文野委員 よろしくお願ひいたします。

○酒井分科会長 ほかに御意見はございますでしょうか。

内部統制の充実・強化では国民にわかりやすくというところは、毎年指摘されていることですし、福島原発でも地元から非常に高い評価を受けているということで、優良事例ということで、政独委のほうから紹介されております。

御意見、コメントでもよろしいのですが、何かございますでしょうか。

小島専門委員、よろしいですか。

○小島専門委員 監事監査結果の活用状況についてなのですけれども、当法人は「④その他監事監査結果を評価書、業務実績報告等に記載」というところに当たるのでしょうか。

今の資料は 4 ページ目の表です。

○城土理事 ④に該当していると思います。ただし、当然のことながら、毎年度内部監査・監事監査も含めて、鈴木理事長のほうへ御報告をいただいて、それを次年度以降の年度計画等に反映をしているということでございます。

○小島専門委員 その記載があるのは認識しております。

今後は③あるいは①を目指すのですかね。監事監査報告書の提供を受けて当委員会で評価した上で、監事の方に御出席を求めることになるということですか。

報告書の提供を受けて、その評価をどこの記載に反映したらいいのかというのは、当委員会で決定するのでしょうか。その記載方についても検討しなくてはならないですね。

○事務局 そうですね。また6月から8月に評価が行われるわけですが、できましたら監事の出席をいただきまして、そこで御説明いただければと考えておりますけれども、それにつきましては、また今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小島専門委員 はい。わかりました。

○酒井分科会長 よろしいですか。どうもありがとうございます。

そういたしましたら、引き続き平成24年度の評価に入って行くわけですが、政独委の二次評価関係のただいまの御意見を踏まえた対応をいたしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に独立行政法人改革の現状について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、独立行政法人改革の現状について御説明いたします。

独立行政法人改革については、民主党政権時代であった平成24年1月20日に「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定され、この制度見直しに基づく通則法改正案及び整備法が国会に提出されておりましたが、衆議院解散に伴い廃案となりました。

その後、自民政権となり、平成25年度予算編成の基本方針が、本年1月24日に閣議決定されましたが、その中で行財政改革として、独立行政法人の見直しについては、平成24年1月20日に閣議決定した「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結し、引き続き検討し、改革に取り組むとされたところです。

現在、政府に行政改革推進本部が設置されるとともに、自民党内にも行政改革推進本部が置かれており、独立行政法人の見直しを再度行っていくことになっております。

以上、簡単ではありますが御報告いたします。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、最後に事務局から、今後のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○事務局 今後のスケジュールについてですが、平成24年度評価につきましては、6月に法人から業務実績について説明を受け、7月と8月で業務実績の評価結果を取りまとめでいただくことを考えております。

開催日程については後日、御都合についてお伺いし、日程の調整をさせていただきます。

以上でございます。

○酒井分科会長 ありがとうございます。

この作業は大変になるわけですが、新しく就任された委員の方にはよろしく願いいたします。

それでは、本日予定しておりました議事は以上です。本日配布されました資料のうち参考資料1及び参考資料2につきましては、委員限りとさせていただきます。

今回の議事録につきましては、まとめ次第事務局から各委員に送付して、御了解を得た

上で確定し、その後公開するという事にいたしたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第 48 回林野分科会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。